

News Release



2026年2月20日
佐田建設株式会社

「セルフケア休暇」制度の導入について

佐田建設株式会社（代表取締役社長 星野 克行）は、社員一人ひとりが心身の健康を維持し、安心して働く職場環境づくりを推進するため、2026年4月21日より「セルフケア休暇」制度を導入します。より持続的で働きやすい環境を構築するためには、労働安全対策や長時間労働の抑制に加え、社員自身が健康状態に気づき、早期にケアできる仕組みが不可欠となります。

当社は、安全で健全な労働環境の実現を通じて、引き続き地域と社会へ貢献してまいります。

記

1. 「セルフケア休暇」導入の背景

○建設業界では、労働環境の改善や健康管理の強化が重要な経営課題となっています。当社は、昨年2月に発表した「中期経営計画（2025.4-2028.3）」においても「職員のライフサイクルに配慮した職場環境の整備」を目標として掲げております。

○軽度の体調不良や心身の不調を放置せず、早期に休養を取ることで、疾病の重症化や長期休業リスクの低減、ひいては職場の生産性向上にも寄与することが期待されます。

2. 「セルフケア休暇」の概要

対象者	社員・基幹要員（性別不問）
取得事由	対象者本人の生理、不妊治療、つわり、更年期障害の治療、健康診断後の再検査受診、その他心身の健康維持を目的として休暇を必要とするとき
付与日数	年間5日（女性の場合、法定の生理休暇とは別に付与）
取得単位	全日・半日（0.5日）・時間単位
給与扱い	有給